

公聴会の開催の中止について（公告）

新潟県都市計画公聴会規則（昭和44年新潟県規則第75号）第5条の規定により、中越圏域広域都市計画マスタープランの素案についての公聴会の開催を中止する。

平成28年9月23日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 中止となる公聴会の日時
平成28年10月2日（日） 午後2時から
- 2 中止となる公聴会の開催場所
長岡市千歳1丁目3番100号
長岡市消防本部庁舎研修室